



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 堀内美智子
 〒520-0044
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 Eメールアドレス shigakai@mx.biwa.ne.jp
 URL http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/

ローマは一日にしてならず

滋賀県行政書士会 会報 第312号

はじめに

車庫証明業務に関して、自動車販売店と行政書士の係争事件が発生、判決文で裁判官の判断が示されました。これは関係者の車庫証明業務の取扱に関する理解不足が原因と考えられます。そこで先般、販売協会を訪問し、再発防止と業界秩序及び信頼関係の再構築について協議しました。会員各位のご理解と自動車販売店等の業務委託契約の周知徹底により、ユーザー利便の向上に努めるようお願いする次第です。

1 裁判官の判決文(引用)

①行政書士が自動車販売店の顧客(行政書士に対する車庫証明業務の依頼者ではあるが、あくまで自動車販売店の顧客であることが前提である。)を自動車販売店に無断で訪問した。

②顧客はあくまで自動車販売店から自動車を買うことを目的とする顧客であり、行政書士への依頼は顧客にとって副次的・間接的なものであるから、顧客や自動車販売店の承諾を得ることなく顧客方を訪問することが委託契約の内容に含まれ、あるいは独自の判断で依頼者方を訪問することが委託契約に根拠を有するとは言えない。

2 業界協議

自動車業界と行政書士会は車庫法等関係法令の遵守による自動車流通の適正化、交通安全の確保が社会的要請となったことから、行政書士法違反行為の是正とあわせて、両業界は多年にわたり協議を重ね下記の合意確認書を交わしている。

- ①日本行政書士会連合会と日本自動車販売協会連合会の覚え書き(資料1)
- ②滋賀県行政書士会と滋賀県自動車販売協会の覚え書き(資料2)
- ③滋賀県行政書士会と滋賀県自動車販売協会の協定書(資料3)(資料は滋賀会HPをご覧ください。)

3 業務委託契約

滋賀県においても行政書士と自動車販売店は上記合意確認書に基づき、車庫証明の取扱に関して下記のとおり30余年にわたり業務委託が行われている。

①業務委託の根拠

「セールスマン等は、ユーザーが車庫証明申請書を作成しない場合は、行政書士に作成を依頼するものとする。」との車庫証明業務取扱基本要項に基づき、行政書士会は会員及び自動車販売店に対して「車庫証明依頼書(委任書)」「(三者間契約書)により業務の取扱を行うよう取り決め、これは両者間に定着している。

②業務委託契約

車庫証明業務の範囲は、申請書、権利義務又は事実証明に関する書類、実地調査に基づく図面類を作成する事であり、自動車ユーザー、自動車販売店、行政書士名を記入して、一切の手續の委任を明示した「車庫証明依頼書(委任書)」を申請書等関係書類とともに受託している。

③申請手續代理

車庫証明申請手續に関してユーザーが行政書士に

委任状を発行した場合は、代理権により行政書士が代理人として申請書を作成し記名押印して申請手續を行っている。これは訂正や誤記の際に行政書士の職印による訂正が可能でありユーザー利便の向上に資している。

4 消費者契約法と説明義務

①依頼書はユーザーとの契約書

行政書士及び自動車販売店は、消費者契約法により契約書の約款ならびに車庫証明業務依頼書について、ユーザーに対する説明責任と情報提供が義務づけられている。セールスマン等は、ユーザーが「依頼書」により行政書士に車庫証明業務を依頼すること、必要な場合は行政書士がユーザーに連絡することがあり得ることを、あらかじめ説明しておくことが重要である。

②依頼書と費用徴収

行政書士は販売店から業務を受託し報酬を受領しているが、自動車販売店は、ユーザーから依頼書と報酬額を受領し、販売店がユーザーに代って業務を仲介することで車庫証明業務を役割分担しているのである。

5 相互理解による適法な業務推進

①行政書士と申請者(顧客)の接点

三者間業務委託契約により車庫証明業務を受託した行政書士は、車庫証明業務の適法申請のためには、販売店との連絡のみならずユーザー宅への訪問による面談、意思確認、質疑応答等は必然的な行政書士の業務として、ユーザーの「依頼書」による契約に基づき委任されているのである。このように裁判官の判断根拠には不備があり、滋賀会として文書で指摘した。

②行政書士によるユーザー宅訪問

行政書士がユーザー宅を訪問することは「依頼書(委任状)」による契約履行の範囲内である。しかしユーザーが販売店の大切な顧客であることを考えれば、行政書士はユーザー宅の訪問の必要性がある場合には、販売会社に事前に連絡し、その了承を得ることはトラブル防止の意味からも重要である。さらに、ユーザー宅への訪問は、実地調査の必要性があるとしても、相手の了解無しにその敷地内に立ち入ることが許されないことは言うまでもない。

③個人情報と守秘義務

販売競争が熾烈な業界にとって、顧客名簿と拠点別販売台数は重要な機密情報である。行政書士は依頼書の内容、受託件数等を不用意に他言し又は自己の営業ために利用してはならない。滋賀会としては車庫証明業務の受託に際して、個人情報保護の覚え書きを交わすよう会員を指導している。

6 業務の円滑な推進のために

車庫証明業務は行政書士が個人的に開拓した分野ではない。国民利便の向上のために両団体が長年にわたり築いてきた業務領域であることを再確認されたい。業界との合意が崩れることがあれば「ローマは一日にして滅びる。」のである。(判決は上訴のため未確定)